

平成30年度 第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会合同会議

報 告 事 項

平成30年7月25日

郡山市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育推進課

(1) 審議会の所掌事務について

○ 郡山市学校教育審議会条例（平成10年3月30日 郡山市条例第12号）抜粋

(設置)

第1条 郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、学校教育について必要な事項を調査審議するため、郡山市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校教育についての重要施策に関する事項
- (2) 学校教育の振興に関する事項
- (3) 市立学校の通学区域及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員8人以内を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 郡山市小中学校長会の役員
- (2) 郡山市PTA連合会の役員
- (3) 市社会教育委員
- (4) 学識経験を有する者

4 特別委員は、当該特別な事項について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が前条第3項第1号から第3号までの各号の職を辞したときは、委員の職を解任されるものとする。

4 特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員(特別委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(2) 前年度までの協議内容等について

【平成 28 年度】

① 第 1 回合同会議（平成 28 年 7 月 19 日開催）

【協議内容】

- (1) 西田地区小中学校統合に係る通学区域の弾力化について
- (2) 郡山市の今後の通学区域等のあり方について

② 第 2 回特別委員会（平成 28 年 8 月 25 日開催）

【協議内容】

- (1) 通学区域（学区）の概要及び本市の通学区域の弾力的運用について
- (2) 平成 28 年度第 2 回郡山市学校教育審議会特別委員会の協議事項について

③ 特別委員会委員行政視察（平成 28 年 10 月 20 日～21 日実施）

【視察内容】

- ・ 小規模特認校及び過大規模校の通学区域の弾力化について（宇都宮市・豊橋市）

④ 第 3 回合同会議（平成 28 年 11 月 25 日開催）

【協議内容】

- (1) 西田学園における特認校の制度設計について（事務局原案）
- (2) 学校教育審議会特別委員会への付議事項
 - ・ 「本市における今後の通学区域のあり方について」の中間まとめに向けた基本的な考え方及び方向性について
 - ・ 過大規模校における通学区域の弾力的運用の考え方

⑤ 第 4 回特別委員会（平成 29 年 1 月 31 日開催）

【協議内容】

- ・ 「本市における今後の通学区域等のあり方について」の中間まとめ（事務局原案）

⑥ 第 5 回合同会議（平成 29 年 2 月 13 日開催）

【協議内容】

- (1) 西田学園における特認校の制度設計について（提言案）
- (2) 学校教育審議会特別委員会への付議事項
 - ・ 「本市における今後の通学区域のあり方について」の中間まとめ（案）

【平成 29 年度】

⑦ 第 1 回合同会議（平成 29 年 7 月 20 日開催）

【 協 議 内 容 】

- （１）西田学園特認校制度のフォローアップについて
- （２）学校教育審議会特別委員会への付議事項
 - ・「本市における今後の通学区域等のあり方について」の提言に向けて

⑧ 第 2 回特別委員会（平成 29 年 8 月 23 日開催）

【 協 議 内 容 】

- （１）過大規模校対策としての通学区域の弾力的運用（学校選択制の一部導入）に向けた検討課題等について

⑨ 特別委員会委員行政視察（平成 29 年 10 月 25 日～26 日実施）

【 視 察 内 容 】

- ・ 学校選択制の導入による過大規模校に対する通学区域の弾力的運用について（大津市・神戸市）

⑩ 第 3 回合同会議（平成 29 年 11 月 14 日開催）

【 視 察 内 容 】

- ・ 過大規模校現地視察（行健第二小学校・富田東小学校）

【 協 議 内 容 】

- （１）学校教育審議会特別委員会への付議事項
 - ・「本市における今後の通学区域等のあり方について」提言骨子（案）（事務局原案）

⑪ 第 4 回特別委員会（平成 30 年 1 月 24 日開催）

【 協 議 内 容 】

- ・ 「本市における今後の通学区域等のあり方について」提言（事務局原案）

⑫ 第 5 回合同会議（平成 30 年 2 月 15 日開催）

【 視 察 内 容 】

- ・ 西田学園現地視察（西田学園）

【 協 議 内 容 】

- （１）学校教育審議会特別委員会への付議事項
 - ・「本市における今後の通学区域等のあり方について」（提言）（案）

※ 平成 30 年 4 月 18 日付けで教育委員会へ提言書の提出（別添資料）